

## 論文の内容の要旨

### 論文題目

1890年代から1930年代の古きパリ委員会による歴史的環境保全に関する研究  
—歴史的記念物をめぐる都市的視点の導入と展開—

江口 久美

2008年に歴史まちづくり法が施行された日本において、人々の生活に対する現代的な要請に応えながら歴史的風致を保全していくことが模索されているなかで、開発者側と保全側が対話し双方が歩み寄りながら歴史的風致を創出していくことが求められている。

フランスは歴史的環境保全制度を先駆的に発展させてきたが、パリの景観保全制度の源流には、セーヌ県知事オスマンによるパリ改造へ反発した古きパリ委員会(CVP)の活動があった。CVPは1897年にパリ市の諮問機関として設立された委員会である。

本論文は、CVPが、考古学的・芸術的目録(CAA)の作成を通じて、いかに歴史的記念物保全に都市的視点を導入し、その後の歴史的環境保全制度の展開への基点となり得たのかを明らかにすることを目的としている。

第1章では、研究の背景及び目的を整理し、記念物周囲500m規制制度(1943年)、保全地区制度(SS、1962年)、建築的・都市的・文化財的保護区域(ZPPAUP、1983年)という歴史的環境保全制度は、1913年法による歴史的記念物制度を基礎としており、現在のフランスの豊かな都市景観の維持に大きく貢献していることを指摘し、そうした歴史的記念物制度の面的展開の基点として、CVPの取り組みが位置づけられるのではないかという視点を示した。

第2章では、必要に応じて、ヴィクトル・ユゴーやオスマンの著作、歴史的記念物審議会(CMH)に関する既往研究を参照しながら、運動論として、18世紀の革命後のナショナル・アイデンティティ形成と、歴史的記念物保全運動の出現、19世紀のオスマニズムの出現による保全意識の高まりの経緯を明らかにした。

1789年のフランス革命以後、歴史的建造物は取り壊され、フランスの風景が一変した。こうした風潮をユゴーは厳しく非難した。

世論による批判を受けて、七月王政の期間中に、1830年に歴史的記念物総監のポストが創設

され、1837年に歴史的記念物審議会(CMH)が創設され、建造物のリスト化が開始された。

1853年にセーヌ県知事に指名されたジョルジュ・ウジェーヌ・オスマンは、体系的に都市を「整序化」し、為政者によるパースペクティブな視点から、規則性、直線、幾何学性を重視した。しかし、厳格な構成に疲弊したため、カミロ・ジッテは、ピトレスクな不規則で、幾何学的ではない構成からなる都市計画を求めている。ジッテの影響の下、19世紀末の欧州では、ピトレスクな都市景観が指向された。また、ベルギーにおいても、ブリュッセル市長シャルル・ビュルスによって、古典主義以前の中世の特徴を有する、ピトレスクな都市景観を目指した都市保全が行われた。

一方、イギリスでは、ピトレスクさが、不規則性や過去への連想を促す田園美として、田園都市において実現された。

第3章では、オスマン期にかけての歴史的記念物制度の課題とセーヌ県による都市史研究に関して明らかにし、運動論として記念物保全を巡る組織と、民間のパリ記念物愛好会(SAMP)が果たした役割に関して明らかにした。

1840年には、歴史的記念物審議会(CMH)によって歴史的記念物の公式リストが刊行されたが、CMHは地方での活動に力を入れていたため、パリの記念物は一つも指定されていなかった。セーヌ県庁に配属されたラザール兄弟により、セーヌ県の都市史研究が行われ、1849年に『パリの街路及び記念物に関する行政歴史事典』が編纂された。オスマンも市歴史局を設立したが、研究成果は実際の都市計画にはほとんど反映されなかった。

パリの歴史的環境が危機に瀕していた19世紀後半、それらを擁護する多くの民間の組織が設立された。

1884年に設立されたSAMPの活動目的は、芸術品とパリの記念碑的な様相を監視していくことであった。メンバーのアルフレッド・ラムルーはシテ島開発への意見から、今後のパリのあり方として、「「ピトレスク」な景観を保全しながらも、合理性を確保すべきである。」と考えていた。SAMP設立者のシャルル・ノルマンは、考古学に関心の高い建築家であり、ピトレスクな景観の保全の必要性を示した。この二人は、地域における活動から、生活者による「ピトレスク」な視点を発見していた。

第4章では、運動論から制度史への展開という視点から、1897年のCVPの成立と「ピトレスク」な視点、歴史的記念物の点的保全制度による「古きパリ」の保全とランドマーク性の評価によるCVPへの都市的視点の萌芽を明らかにした。

SAMPを参考として、1897年にCVPが設立されパリ市の諮問機関として位置づけられた。CVPの目的は、「ピトレスクな特徴を示す市の一部(古きパリ・オーセンティックなパリ)」の記録・

保全、CMHの活動補完のため、パリの遺産を調査し、目録化し、できれば保全し、市民に存在を伝えること」であった。

「ピトレスク」な外観の保全は、SAMPの活動目的と同様であり、「ピトレスク」の基準は、一体的な調和、古い自然発生的な形状の建造物群による創りだされる親密さ、歴史的都市の特徴的な形状であった。

CVPは設立当初から、危機に瀕した歴史的建造物を、歴史的記念物として保全することについて考え、積極的に活動していた。マレ地区のロアン館は、国立印刷局の移転に伴い改変の危機に瀕していた。そこで、CVPは適切な評価を行い、国及び市への勧告を通じてロアン館は歴史的記念物として保全された。

CVPはパリ4区のサンス館に関して、20世紀初頭から生活者の視点からランドマークとしての価値を評価し、それが認められていた。また、バッファゾーンの観点から、歴史的記念物周辺への広告禁止区域を提案し、動向を監視していた。

第5章では、制度史として1916年のCVPへのCAAの成立と景勝地制度の関連性、CAAから読み取れる生活者の視点からCVPの周辺環境との調和または通りと一体になった景観を評価する視点、CVPの都市計画史的な評価を行う視点によるヴォージュ広場の面的な保全について明らかにした。

パリ市建築家ルイ・ボニエによって、1916年に作成されたCAAは、CVP設立当初からの目録作成の経緯を踏まえ、パリ市の新たな道路拡幅計画に対して、市の建築課に送付し参照されるための、保護すべき要素の目録制度であった。作成当初は、1906年の自然景勝地法にかわって、都市の面的な歴史的環境を保全することについても検討された。

1区のCAAについて見てみると、19件の建造物及び地区に関して、周辺環境との調和または通りと一体になった景観に関連する記述があり、それらに価値が見出されていることが明らかになった。その内容としては、ピトレスクな角地、様々な眺望点からのピトレスクな眺め、建造物の通りとの調和、広場との関係性、隣接する建造物との調和、大建造物の都市の中における様々な見え方があり、これは生活者の視点からのピトレスクな眺めの評価であった。

また、ヴォージュ広場について、CVPが地役権に基づいて一体的計画性を評価する視点から、広場の調和のとれた対称性・一体性に価値を見だし、勧告を通じて、復元・保全を成功させていった経緯が明らかになった。この際に、生活者である開発者と協議を重ねながら時代の要請に応えていた。

第6章では、制度史として1927年の国の歴史的記念物補助目録(ISMH)への影響、1929年の国のパリ記念物的眺望委員会(CPM)への影響、1943年以降の面的保全制度の展開について明らかにし

た。

CAAの経験を踏まえて、モリゼによる上院での演説の効果もあり、1913年法は、1927年7月23日に修正され、第2条において、直ちに指定の要請を正当化しないが、保護の希望に十分な考古学的価値を示す全時代の公共または民間の建築物または建築物の一部は、芸術担当大臣のアレテにより、ISMHに登録できるようになった。都市的視点からの建物評価・保全のための特別な仕組みも準備された。これは面的保全には十分に活用されなかった。しかし、公共教育芸術大臣は、CVPにIMSH成立への全面的な協力を要請した。

CVPは以上の活動により、歴史的記念物による歴史的環境保全の可能性を増大させる登録制度の設立と、計画史から一体的に形成された点を評価する都市的視点の導入に大きな役割を果たした。

1929年に、美術閣外相補佐官の発意による省際委員会であるパリ市記念物的眺望委員会(CPM)が、1919年法により都市景勝地の監視のため設置され、CVP代表ドビドゥールが代表を務めた。1933年前後に、①CVPによる過去の記念物の保全、②とりわけ、民間所有者及び、その権力濫用に起因するリスクに対処することを目的とする監視、③芸術・歴史・記憶の価値があるシテに拡散された断片全体に注意を払うことを目的とした第一小委員会から、保護すべき都市景勝地がレポートして発表され、CAAに掲載されていた項目が都市的視点を持った景観として挙げられた。セクション2には記念物的眺望と建造物群、セクション3には都市景観があげられ「シテ島の端」が選定され、現在は1930年法により景勝地に指定されている。

また、1943年には1913年法が改訂され、歴史的記念物周辺の500m規制が成立した。1930年法により景勝地制度、1962年には保全地区(SS)制度が成立し、1983年には建築的・都市的文化財保護区域(ZPPAU)制度が創設された。これらの制度では、CVPが提示したある建造物を周辺環境との関係において評価し、ランドマーク性、バッファゾーン、一体的な計画性もしくは都市形成を評価する視点が素地になっていると考えられる。

終章では、各章の考察を踏まえ、パリにおける都市風景をピトレスクと捉える考え方の生成及びCVPの視点から面的保全への展開について整理した。

CVPは、都市を認識する視点として、オスマンによるパースペクティブな眺望を重視した都市改造への反動から、「ピトレスク」な都市風景に価値を見出し、面的な都市保全への扉を開いた。これは、為政者から生活者への視点の変化であり、全体計画に部分を従わせる視点から、個々の場の発見を都市全体の価値につなげる視点への転換であった。個性と厚みのある歴史まちづくりを行っていく上で、生活者の視点から都市風景を価値付け、単体建造物にとどまらない、面的保全を促していったCVPの取り組みに学ぶべき点は多いと言えよう。

また、CVPは生活風景のランドマークとして建造物を評価し、CAAにおいては歴史的重層性が

立ち現れた地区の断片をピトレスクな眺めとして評価し、周辺環境を含む計画性を評価することで、単体の建造物を界限における周辺環境との関連から評価する都市的視点を確立していった。この視点により評価された古きパリは、重層的な歴史性を展開してきた多様な建設年代や性質にわたる建造物や地区であり、歴史的記念物制度、景勝地制度のみならず1943年法以降の面的保全制度により複合的に保全されてきた。